

# 障害のある人に対する差別と思われる事例集



沖縄県障害のある人もない人も  
暮らしやすい地域づくり県民会議

平成24年4月

## はじめに

平成23年9月に設置された「沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議(障害者県民会議)」において、障害を理由とする差別等の実態把握、課題整理、その解決のための取り組み方策などを検討することとしております。

その第1の活動として、平成23年10月から平成24年1月までの間、障害者及び家族等のみなさまから、障害を理由とする差別及び不利益的な取り扱いの事例ヒアリング及びアンケートを実施し、その結果、640件の事例が集まりました。

障害者県民会議では、こうした事例を公表し、広く県民のみなさまの御意見も頂きながら、障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくりのための取り組み方策を今後検討してまいります。

沖縄県障害のある人もない人も  
暮らしやすい地域づくり県民会議  
会長 高嶺 豊

## 目次

1. 「事例一覧」の説明について . . . . .	1 頁
2. 主な事例 . . . . .	2 頁
3. 事例数一覧表 . . . . .	12 頁
4. 事例ヒアリング団体一覧 . . . . .	13 頁
5. 障害者県民会議による事例ヒアリングについて . . . . .	14 頁
6. 沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議設置要綱 . . . . .	16 頁
7. 沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議委員名簿 . . . . .	18 頁
8. 事例一覧 . . . . .	19 頁

### 「障害」の表記の取り扱いについて

近年、「障害」に代えて、「障碍」「障がい」「チャレンジド」など、様々な表記方法が見られるようになってきています。

「障害」の表記については、国の「障がい者制度改革推進会議」においても検討項目となっており、同会議の「「障害」の表記に関する検討作業チーム」による関係者ヒアリングにおいては、「それぞれの主体がそれぞれの考えに基づき様々な表記を用いており、現時点では法令等における「障害」の表記について見解の一致を見ることができなかった」とし、同会議における検討の結果、当面、法令等においては「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指す、としています。

障害者県民会議においても、「障害」の表記について議論したところではありますが、当面は今後の国における検討状況も見ながら、県においても「障害」の表記方法について検討していくよう、意見したところがあります。

## 「事例一覧」の説明について

\* 事例については、ヒアリング及び、アンケートにおける当事者の話を記載しており、わかりにくい表現等について、障害者県民会議で検討を行い、記載の追記・修正を行った。

### 1. 分野について

障害については、福祉の他、様々な分野に関わることから、次の10分野に区分した。

①福祉、②医療、③商品販売、サービス提供、④雇用、⑤教育、⑥建物等・公共交通機関、⑦住まい、⑧情報の提供等、⑨所得、⑩その他

### 2. 障害種別等について

「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」、「発達障害」、「難病」に区分し、種別が判断できない場合は「不明」と記載した。

また、その他の情報については( )で補足した。

### 3. 類型について

類型については、記載されている表現の範囲内で仕分けしており、情報不足などにより仕分けが難しい事例についても可能な限り記載内容を基に仕分けした。

- 1: 差別又は、不利益と思われる事例……「障害を理由」とする差別等と思われる事例
- 2: 虐待と思われる事例……障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)に定める虐待と思われる事例
- 3: 合理的な配慮の欠如と思われる事例……「合理的配慮の欠如(行われていない)」と思われる事例
- 4: つらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例
- 5: その他意見……1から4に当てはまらない障害者からの要望や感想等

# 主な事例

## ①福祉分野

76 精神障害者に対する偏見がいまだに強い。憩いの場づくりをしたいが、地域から反対が上がる。(類型1)



133 学童や保育園では、障害があるとわかると入園を断られることが多い。昼間の療育が満足に受けられず、心が育たないまま学校に入学し、二次障害につながる。(発達障害 類型1)

109 子供の頃、悪いことをしたり、帰りがちょっとでも遅いと父親に暴力されたり、外出が禁止されたりした。(知的障害 類型2)

13 施設で、陶芸やパソコンをするには足を支える台が必要(手が不自由で、足で操作するため)であると要望したところ、「貴方の要望より施設の倉庫を作るほうが優先である」と言われショックを受けた。(身体障害 類型3)



## つらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例

番号	内容	類型
20	目が見えないので、置いている物の位置が変わるとパニックになるが、自分がやって欲しいこと以外のこともヘルパーがやることもあり、困ると伝えると「やってあげているのに」と言われた。(身体障害)	4
51	福祉関係者から「親の育て方の問題なのに子どもが障害者にさせられてかわいそう」と言われた。(発達障害)	4

## ②医療分野

167 小児科、外科、歯医者で知識がなく、かかれる医療機関が少ない。器具に触りまくるので治療前に追い出されたことがある。(発達障害 類型1)



156 病院でマスクをしている看護師や医者もあり、口話で読み取ることができない。説明がちゃんと聞き取れたか等、医療に対する不安がある。(身体障害 類型3)



153 病院の人間ドックでCTとかレントゲンのときに手話通訳が入室できず1人になる。係の方とコミュニケーションが取れず、困ることがある。(身体障害 類型3)

### つらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例

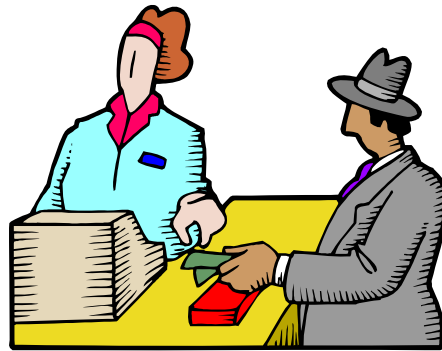
番号	内容	類型
160	医師から、障害のある子を持つ親に対して、「知恵遅れ、これ以上良くなることは見込めない」など心ない言葉があった。(＊関係者は、言動に注意が必要。)(知的障害)	4
190	痰吸引器のバッテリーが1～2時間しかもたないのので、停電が一番怖い。停電する時間が前もってわかっていたら、特定の人だけでも知らせてもらえれば、心の準備が出来る。(難病)	4

### ③商品販売、サービス提供

201 大規模な飲食店で、入店拒否されたことがある。(身体障害 類型1)

209 コンビニ等で店員にずっと待たされ、他の人を優先されたことがある。(身体障害 類型1)

235 筆談をお願いしても、書くことを拒否されたり、乱暴に書かれたりする。(身体障害 類型1)



199 通院している病院はバリアフリーでも、院外薬局がバリアフリーとなっていないことが多い。(身体障害 類型3)

219 まつり会場から離れた駐車場等で、主催者から、イベント会場へのシャトルバス利用を促されたが、車椅子なのでバスに乗れず、まつりに行けなかった。(身体障害(視覚、肢体不自由等) 類型3)

247 スイミングスクールに長年通っているが、当初、知的障害者は入れないとめた。他には、泊りがけのキャンプがあり本人が行きたがったが、世話が出来ない事を理由に断られた。ボランティアを募って、何とか参加する事が出来た。(知的障害 類型3)

### つらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例

番号	内容	類型
242	飲食店などは、車いすで入れる場所が確保されていないため、気軽に自由に入れにくい。(身体障害)	4
245	床屋に行った際、障害の特性でトイレや水分補給が必要で席を立つのが多かった。その時店員に「死なすよや」と言われた。(精神障害)	4

## ④雇用

248 就職しても、障害を理由に繰り返し解雇になった。(身体障害 類型1)

257 透析による時間の制約により、雇用者から「継続雇用」できないと言われ、退職せざるを得なかった。(身体障害 類型1)



283 高校を卒業して、本土で一般企業に就職した。「仕事ができないなら家に帰れ」などひどいことを言われた。最初は我慢していたが、限度を超えたので、職場を辞めた。(知的障害 類型2)



266 職場での話し合い時、要約筆記をお願いしたが、1人のためにお金は使えないと上司に断られた。(身体障害 類型3)

### つらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例

番号	内容	類型
270	就業していた頃、職場の上司などから、数字がわからないとか仕事が遅いといわれ、どなられたりした。(知的障害)	4



## ⑤教育

330 学校生活に適応できず、逃げ帰ってきたりする。先生の理解がなく「保護者がつきつきりで頑張らせてください」と言われ、実際1日中付き添ったりした。(発達障害 類型1)

305 学校の教室の中でも、苦しんでいる子どもたちがノートテイク(要約筆記)を使って、学べるようになってほしい。(身体障害 類型3)

345 身体障害があり、運動会の時、先生から「この種目は休んで」といわれた。みんなと走れなかった。なぜ一緒に走れなかったのだろうと残念に思う。(身体障害 類型1)



329 急な環境の変化に弱く、イベント練習のための時間割変更、担任やコーディネーターの転勤のときはパニックや自傷行為が起きやすい。学校の理解が必要。(発達障害 類型3)



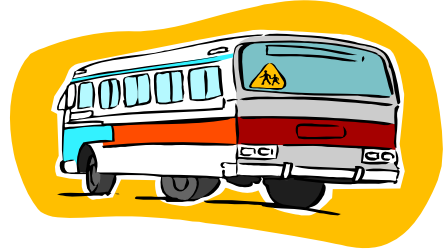
359 特別支援学校では、卒業後の自立について学ぶ機会が就業体験くらいしかなかった。介助者の使い方、郵便局の使い方、あまり1人で外を歩くこともなかった。自立について考える機会もなかった。(身体障害 類型3)

### つらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例

番号	内容	類型
316	小学校入学時に、教育委員会から、障害程度の重い子供の学ぶところが特別支援学校しかないと言われた。(＊関係者は、言動に注意が必要。)(知的障害)	4
331	アスペルガーと診断され学校に話したが、校長に「こんな子は初めて見た。うちは養護学校じゃない」と言われた。ヘルパーをつけ頑張って登校させたが、ヘルパーも知識が薄く「わがまま、甘えてる」と言われた。本人は学校を「ドキドキする、怖い」と言っている。(＊関係者は、言動に注意が必要。)(発達障害)	4

## ⑥建物等・公共交通機関

376 車椅子に乗って家族と一緒に散歩していた時、雨が降ってきたので、タクシーに乗るため手を上げたが、数台のタクシーに素通りされ、結局、雨にぬれながら帰宅した。(身体障害 類型1)



389 バスに乗ろうとしたら、発車されたことがある。乗車拒否された。(身体障害 類型1)

436 「他の人に迷惑がかかるから」と飛行機の搭乗を断られた。(発達障害 類型1)

420 高速道路で車が故障したときに、聴覚障害があるため電話もできず、立ち往生となった。手を挙げていたら幸い停車してくれた方がいてレッカー車を呼んでもらったが、普通はなかなか停まってくれない。(身体障害 類型3)



403 病院等に多いが、トイレがカーテンで仕切られているだけで、ドアが無く、不快な思いをした。(身体障害 類型3)



456 祭りとかの会場に障害者トイレがない。いきたくてもいけない。(＊大規模な場合)(身体障害 類型3)

## つらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例

番号	内容	類型
381	白杖を使用するため点字ブロックがないと不便。ない場合は、路肩の段差に白杖をあてて歩くので物にぶつかる。電柱に頭をぶつけたこともある。	4
415	一般の講習会や映画館等で、一方的に席を指定される。(選択肢がない)(身体障害)	4
432	バス停の表示や案内について「分かりにくい」「漢字が読めない」「意味が分からない」(知的障害)	4

## ⑦住まい

466 契約して家賃を払った後に、家主から契約を破棄したいと言われた。隣の部屋の人から、火の取り扱いが怖いため、視覚障害の自分を入居させるなら、他の部屋の住民はみんな退去すると言われたらしい。結局、支払った家賃の倍の金をもらい、契約解除となった。(類型1)

470 アパートを探す時、部屋は空いているにもかかわらず、聞こえないことを理由に断られた。生活する場がないと困る。(類型1)



475 不動産業者の物件一覧表に「障害者不可」と書いてある物件があった。理解不足だと思う。(類型1)

478 1年前アパートを探していたが、2~3か所で断られた。火事が心配とのことであった。やっと、4か所目でアパートを借りられた。バリアフリーの物件が少ないのと、大家さんの理解不足が問題。(宮古島では、賃貸物件が全体として少ない。)(身体障害 類型1)



476 自分が障害を持っていることを大家さんに言わずに部屋を借りたが、障害があると分かったときに、出て行ってくれといわれて部屋を退去した。(類型1)



481 精神障害を理由に住まいが借りれなくて、野宿を数か月していたことがある。(類型1)

### つらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例

番号	内容	類型
472	不動産業者で、最初はニコニコ笑顔で対応されたが、障害がわかると態度が急に変った。(身体障害)	4
473	腹膜透析を行う際に出る透析液を入れるバッグを捨てたら、大家さんに医療廃棄物と思われ、注意された。 ※燃えるごみとして廃棄可能(身体障害)	4

## ⑧情報の提供等

484 役場に手話通訳者が設置されていないため困る。ぜひ、設置して欲しい。  
(類型1)



510 職場の会議で、上司に「会議室に要約筆記者を入れてもらいたい」と要望したが、「それは、できない」と言われた。その理由は、外部から要約筆記者を入れると、会議内容が外部にもれる恐れがあるためとのこと。  
会議内容の情報や勉強会の内容を分からないまま、職場生活を過ごしました。  
(類型1)

493 地域で災害時の要援護者登録をしたものの、誰が支援するのか、避難場所はどこなのか、バリアフリー対応なのか等、まったく知らされていない。(身体障害 類型3)

500 情報保障として、少なくとも県が主催する講演などでは、手話通訳や要約筆記、磁気ループの対応をしてほしい。  
(\*磁気ループ…聴覚障害者用の補聴器を補助する放送設備)(類型3)



494 地震・津波の時などに、どこへ避難すればいいのか、どこへ行けば食事が取れるのか、役場に通訳が必要だ。(聴覚障害がある場合)(類型3)

## つらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例

番号	内容	類型
512	会議資料に難しい漢字があり、読めないこともある。その後資料にルビを打つということを知った。しかし、ルビを読めても難しい言葉だと言葉の意味自体が分からないこともある。(知的障害)	4
513	会議に支援者が入れないことがあり、話の途中わからない言葉が出てくると、そのままになってしまう。そのため終わって時間が経つと何を話していたか思い出せない。振り返りたくてもできない。	4

## ⑨所得



515 障害年金が年々減っている。減らされたら生活できない。(身体障害 類型4)

516 精神障害者の中には、年金をもらっていない人も多い。(精神障害 類型4)



518 障害をもっている子供には財産をあげないという事などがある。(精神障害 類型4)

## ⑩その他



520 親戚の冠婚葬祭には一度も呼ばれたことがない。結婚式では、障害者は不吉で汚いし、見栄えが悪いと言われた。(身体障害 類型1)

563 聴覚障害のため、交通事故等の際、警察や救急とのやりとりが難しい。(類型3)



542 視覚障害があるが、雨降りの時、水たまりがあるからと「こっち、こっち」と誘導され、畑の中に連れて行かれた。(類型1)

### つらい事、いやな事等であり、なくして欲しい事例

番号	内容	類型
534	高校生の頃、(目の白い部分が目立っていたため)、「ソーミナー(めじろ)」というあだ名をつけられたのがいやだった。	4
555	スーパーの店員等が、話題の主体である自分(障害当事者)ではなく、そばに居る介助者に話しかける。(身体障害)	4
561	聴覚障害があるが、選挙で立候補者の政策がわかりにくい。政見放送に手話通訳があっても、内容が難しくてわからない。聞こえる方はお互いに情報交換したりテレビの解説番組などを見て把握するのもかもしれないが、聴覚障害者には理解が難しい。	4

## 事例数一覧表

分野／ヒアリング月日	10/28 (1)	11/8 (2)	11/15 (3)	11/29 (4)	11/30 (5)	12/1 (6)	12/5 (7)	12/6 (8)	12/7 (9)	12/13 (10)	12/14 (11)	12/15 (12)	12/20 (13)	12/21 (14)	12/22 (15)	12/27 (16)	12/27 (17)	1/25 (18)	1/27 (19)	アンケート	合計
①福祉		3	5	13	3	6	2	1		7	19	9	1	12	1	4	1	10	19	30	146
②医療		4	4	2			1	5		3				7		4			12	5	47
③商品販売・サービス提供		1		5	3	3	7	15	2			4				6	1			6	53
④雇用	2	1	4		6		3	5		2			2		4	5		7	1	6	48
⑤教育	4	3		1	4			2		14	6				1	8	7		11	19	80
⑥建物等・公共交通機関	1			24	6	8	4	9	3	1	3		1		1	3		3	3	20	90
⑦住まい			1				2	2				1	1		3	3		2	2	1	18
⑧情報の提供等		1		1		6	4	6								5		1		8	32
⑨所得		1	2																1		4
⑩その他		2	10	4	11	6	9	3	1	8	4	10	1	1	5	14		7	9	17	122
合計	7	16	26	50	33	29	32	48	6	35	32	24	6	20	15	52	9	30	58	112	640

※事例のうち複数の分野に関連するものについては、番号の若い分野に件数を計上した。

## 事例ヒアリング団体一覧

番号	関係団体	区分	ヒアリング実施日
1	社団法人沖縄県手をつなぐ育成会	知的障害 親の会	10月28日(金)
2	NPO法人沖縄県自立生活センター・イルカ	その他	11月8日(火)
3	沖縄県精神障害者福祉会連合会	精神障害 親の会	11月15日(火)
4	沖縄脊髄損傷者連合会	肢体不自由	11月29日(火)
5	社団法人那覇市身体障害者福祉協会	身体障害	11月30日(水)
6	沖縄盲ろう者友の会	重複障害	12月1日(木)
7	社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会	視覚障害	12月5日(月)
8	沖縄県聴覚障害者協会	聴覚障害	12月6日(火)
9	公益社団法人日本オストミー協会沖縄県支部	内部障害	12月7日(水)
10	沖縄県自閉症児者親の会まいわーど	自閉症	12月13日(火)
11	重症心身障害児者を守る会	障害児	12月14日(水)
12	社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会	身体障害	12月15日(木)
13	一般社団法人沖縄県腎臓病協議会	内部障害	12月20日(火)
14	日本ALS協会沖縄県支部	難病	12月21日(水)
15	チーム沖縄	その他	12月22日(木)
16	沖縄県難聴・中途失聴者協会	聴覚障害	12月27日(火)
17	インクルーシブ教育を実現する会	障害児	12月27日(火)
18	宮古地域(8団体)	身体障害、知的障 害、精神障害等	1月25日(水)
19	八重山地域(9団体)	身体障害、知的障 害、精神障害等	1月27日(金)



## 障害者県民会議による事例ヒアリングについて

平成 23 年 10 月 19 日  
福祉保健部障害保健福祉課

### 1. はじめに

県では、障害者が地域社会の一員としてともに暮らせる共生社会を実現するため「第3次沖縄県障害者基本計画」を策定し、「障害者の地域生活や社会参加の支援」を推進しておりますが、まだ多くの課題があり、なお一層の施策の推進と県民の支援と協力が求められているところです。

こうしたことを踏まえ、障害当事者やその関係者、民間事業者等が一堂に介し、様々な観点から意見交換を行い、幅広い県民議論となるよう平成23年9月、障害者県民会議（略称）を設置いたしました。当会議においては、障害者の権利擁護の推進のため、障害を理由とする差別等の実態把握、その解決のための取り組み方策などを検討していくこととしております。

差別等の実態把握のため、障害者団体等と連携し、障害者県民会議の委員が障害者等に事例ヒアリングを行います。

### 2. 目的

障害を理由とする差別や不利益的な取り扱いについて、障害当事者等から事例ヒアリングを行い、障害者の権利擁護を目的とした条例制定の検討を行うこととする。

### 3. 対象者

ヒアリングの対象は、障害当事者を基本とし、障害当事者の家族、障害関係団体（施設関係者、学校関係者等）も必要に応じて対象とする。

また、ヒアリングを行う当事者等については、別紙のヒアリング一覧の関係団体を通じて、行うものとする。

### 4. ヒアリング期日、時間

(1)平成 23 年 10 月から 12 月の期間実施し、その後も必要に応じ行うこととする。

(2)ヒアリング時間は、1 回当たり 2 時間程度とする。

### 5. ヒアリング場所

ヒアリング一覧の関係団体等と調整の上、障害者県民会議委員がヒアリング先を訪問し行うこととする。

### 6. ヒアリング事項

事例ヒアリングは主に以下のことについて行う。

(1)障害を理由とする差別や不利益的な取り扱い

(2)上記の時期、場所、事例の関係者

(3)上記の事例をなくすため、どのような取り組みが求められているのか。

## 7. ヒアリングの方法について

- (1) ヒアリング手順については、別紙2（省略）を参考に行うものとする。
- (2) 県民会議の委員は、3チームに分担してヒアリングを行うこととする。
- (3) 1チームは6人から7人とし、可能な限り委員の各区分からの構成とする。
- (4) ヒアリングには、事務局として県職員も同行し、事務補助を行うものとする。

## 8. ヒアリングのとりまとめ

- (1) ヒアリングは、別紙3（省略）の事例ヒアリング調査票に記入することとする。
- (2) 事務局において事例ヒアリング調査票を取りまとめる。
- (3) ヒアリング結果については、障害者県民会議において報告することとする。

## 9. 個人情報の取り扱いについて

事例ヒアリングにおける個人情報については、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、情報を公開する場合にはその目的の範囲内で、あらかじめ本人またはその家族を含む関係者等の同意を得ることとする。

## 沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の権利擁護の推進を目的とした条例の制定を検討するにあたって、障害当事者及び民間事業者等を含めた「検討の場」を設置し、意見等の聴取、交換をするための会合を運営するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(会合の名称)

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議（以下、「障害者県民会議」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

第3条 県は障害者県民会議から次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

- 2 障害者への差別事例に関すること
- 3 差別をなくすための取り組み方策に関すること
- 4 その他、障害者の権利擁護の推進及び方策に関すること

(会合)

第4条 障害者県民会議は、会長が必要と認める時期に開催する。

(委員の構成)

第5条 障害者県民会議は、19人以内で、委員の構成は別紙1のとおりとし、委員の半数程度は、障害者とする。

- 2 委員は、県民各層から公募等により選出するものとする。

(会長等)

第6条 障害者県民会議に会長、副会長2人を置く。

- 2 会長、副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を行う。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要に応じて適当と認める者の会合への出席を求め意見等を徴することができるものとする。

(議事の経過及び公開)

第8条 会長は、議事の経過について議事録を作成し、これを公開するものとする。

- 2 会長は、会議室の状況等を勘案の上、県民等の傍聴を認めることができる。

(庶務)

第9条 障害者県民会議の庶務は、福祉保健部障害保健福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、その都度福祉保健部障害保健福祉課において定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月13日から施行する。

別紙 1

委員の構成

	区分	職名等	
1	学識経験のある者	障害者福祉の知識と経験を有する者 障害者教育の経験を有する者	1 2
2	障害当事者等	身体障害者、知的障害者、精神障害者等の障害のある当事者、特定疾患患者	3 4 5 6 7 8 9 10
3	障害者福祉に関する事業の関係者、障害者の親の会の関係者等	県内の社会福祉（社会福祉士等）に関する事業の関係者 県内の身体障害者福祉に関する事業の関係者 県内の知的障害者福祉に関する事業の関係者 県内の精神障害者福祉に関する事業の関係者 障害者権利擁護に関して取り組んでいる団体の関係者	11 12 13 14 15
4	民間事業者等	沖縄県におけるバス事業所を代表する者 障害者を雇用している事業所を代表する者 不動産事業（宅地建物賃貸借事業等）の経営に関係する者 その他（商工会関係者等）	16 17 18 19

沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議委員名簿

選任区分	氏名(敬称略)	職名等
学識経験のある者 2人	たかみね ゆたか 高 嶺 豊 にしはら かずお 西 原 千 男	琉球大学法文学部人間科学科教授  元沖縄盲学校校長
障害当事者等 8人	ながい れいこ 長 位 鈴 子 しんかい ひでお 新 開 秀 雄 なかがわ ふくとし 仲 川 福 俊 ひが つよし 比 嘉 豪 たから こうゆう 高 良 幸 勇 あらかき けいこ 新 垣 佳 子 かわかつ さゆり 川 勝 さゆり てるきな とおる 照 喜 名 通	NPO法人沖縄県自立センターイルカ代表  会社役員  鍼灸師  沖縄県聴覚障害者協会事務局長  泊ふ頭開発株式会社常勤監査役  サービス事業所利用者  ピアサポーター  NPO会社員
障害者福祉に関する 事業に関係する者、 障害者の親の会の関 係者等 5人	いさ なおき 伊 佐 直 樹 しまむら さとる 島 村 聡 たなか ひろし 田 中 寛 おかの まゆみ 岡 野 真由美 むらかみ なおこ 村 上 尚 子	沖縄県身体障害者福祉協会 障害者支援施設太希おきなわ生活支援課長  沖縄県社会福祉士会顧問  沖縄県手をつなぐ育成会会長  沖縄県精神障害者福祉会連合会理事  沖縄弁護士会副会長
民間事業者等 4人	たかえす まこと 高 江 洲 誠 てるや もりみち 照 屋 守 道 しもじ まさみ 下 地 雅 美 まえしろ よしこ 前 城 ヨシ子	沖縄県バス協会庶務課長  ハウス産業(株)代表取締役  株式会社レキオス営業部長  株式会社ニック取締役常務
計19人		